

## 本専門委員会における検討事項とスケジュール

### 1. 検討事項

改正大気汚染防止法では、揮発性有機化合物（VOC）は「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」と定義されている。

本専門委員会の検討事項としては、排出ガス中のVOCの測定方法及び規制対象から除外する物質の検討を行うこととする（別紙；「専門委員会での政省令検討事項」参照）。

### 2. スケジュール（案）

VOCの排出抑制対策の法規制部分を円滑に実施するにあたっては、法規制の対象となる事業者が、法規制に対応するためにどのような措置が最も自らの事業に適しているのかを十分に検討し、準備するための期間を確保することが必要である。

大気汚染防止法改正法は本年5月26日に公布され、施行は公布後2年以内の政令で定める日とされているところであり、事業者の準備期間を1年程度見込むと平成17年春頃までには結論を得ることが必要であるため、以下のスケジュールにより審議を進める。

時 期	中央環境審議会	備 考
7 月	大気環境部会（諮問） 第 1 回測定方法専門委員会	
8 月		
9 月	第 2 回測定方法専門委員会	測定方法の検討
1 0 月	第 3 回測定方法専門委員会	測定方法の検討
1 1 月		
1 2 月	第 4 回測定方法専門委員会	除外物質の検討
1 月	第 5 回測定方法専門委員会	測定方法及び除外物質の取りまとめ
2 月	パブリックコメント	
3 月	第 6 回測定方法専門委員会 大気環境部会（答申）	測定方法及び除外物質の最終取りまとめ

(別紙) 専門委員会での政省令検討事項

条 項	種 類	内 容	検 討 事 項	専門委員会の検討事項	
				排出抑制	測定方法
2	政令	VOCの除外物質	浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質	-	
2	政令	揮発性有機化合物排出施設	塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設 化学製品製造における乾燥施設 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設 VOC貯蔵施設 接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設 のうちVOCの排出量が多い施設		-
17の3	省令	排出濃度基準	施設の種類及び規模ごとに定める		-
17の11	省令	測定	測定方法、頻度等	頻度等	測定方法
17の12	政令	経過措置	排出基準の適用猶予を1年間とする施設(既設)		-